

平成27年度 事業計画

社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会

基本方針

国は、人口構成の変化がもたらす財政や経済成長の負担を軽減するため消費税を引き上げると同時に、多彩な経済成長戦略や社会保障、福祉分野における施策を次々と打ち出しています。平成27年度から施行される新たな生活困窮者支援制度、子ども子育て支援制度、さらに介護保険制度の改正は、社会福祉協議会の事業運営に大きく関わる内容となっており社会福祉法人は、地域で総合的に生活を支える仕組みづくりや、地域のまちづくりの中核的な役割を果たすことが求められています。これは、制度の狭間のニーズ対応、制度につながらない生活課題、制度利用までの緊急対応を要する課題が年々増加する傾向にあるためと考えます。

竹田市社会福祉協議会（市社協）としては、このような状況に対応するため、一つの地区で対応解決できない福祉課題、あるいは各地域が抱える福祉課題は、全市的な福祉課題として捉え、市社協が地区社会福祉協議会（地区社協）と協力して問題解決にあたります。また、地区社協の諸活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間の連絡調整など緊密な関係を築きつつ支援を引き続き行います。継続的かつ先駆的な地域福祉活動を推進し事業を進めていくうえにおいて、地区社協や行政、福祉団体等関係機関と連携を図り共に取り組んでまいります。

経営面においては、常に収支バランスを注視し、経常経費の節減と適正な職員配置に取り組んでまいります。

本年度も「地域で安心していきいきと暮らし、共に支えあう住みよいまち・たけた」を基本理念とし、地域の期待に応えることができる法人経営に努めてまいります。

重点項目

平成27年度においては、次の項目を重点に取り組みます。

- 1 新制度移行に係る事業の円滑な事業推進
通所介護事業（デイサービス事業）、訪問介護事業（ホームヘルパー事業）が介護保険制度の改正により事業内容が変更となります。新総合事業への移行がスムーズに行えるように、職員体制の整備、利用者への説明を行っていきます。
- 2 効率的な事業体制の整備
法人運営部分の事務事業見直しによる、人員体制の整理を行います。経営については、第4次中期財政経営計画による数値目標の達成をめざします。
- 3 地域との連携
竹田市内全地域における地区社会福祉協議会の育成と運営支援を行うために、竹田市地区社協連絡協議会の機能強化を推進します。

実 施 事 業

1. 小地域福祉活動の推進

①小地域福祉活動の拠点整備

地域福祉活動の核となるリーダー及び担い手の育成を図るため研修会・学習会を開催する。

- ・竹田市地域福祉活動研修会の開催

②小地域福祉活動推進地区の充実・拡大

小地域福祉活動推進組織として更なる充実が図れるよう協力支援する。また、新規に取り組む事業の支援を行う。

- ・竹田市地区社協連絡協議会の開催

③小地域福祉活動助成事業の推進

④ふれあい・生きがづくり事業の推進

地域ニーズに沿った福祉サービスの充実を図るとともに、全市展開の必要度を検討するなど事業の精選を行う。

2. 小地域福祉ネットワークの構築

①支え合いネットワークづくりの推進

②住民参加による見守り活動の実施

福祉委員研修会を実施し、地域による見守り活動の必要性を積極的に伝える。

- ・福祉委員研修会の実施

③災害時の要援護者対応の仕組みづくり

災害時要援護者支援システムを定期的に更新し、関係機関と情報を共有する。

3. ボランティアの支援体制づくり

①ボランティア活動の拠点整備

住民ボランティア活動の拠点整備及び支援体制の機能充実

地震や台風などの大規模災害時の活動拠点となる体制づくり

②ボランティアの養成・研修と活動の場の充実

ボランティア養成講座修了者及び、登録者を対象に研修会を実施する。

- ・ボランティアフォローアップ講座の開催

③ボランティア団体等への支援活動の充実

- ・ボランティア活動保険への加入促進

- ・ボランティア連絡協議会と連携・協力

総会、大分県ボランティア市民活動推進大会、ボランティア豊肥ブロック研修会

4. 福祉の啓発・学習の充実

①広報活動の充実

- ・社協だよりを年4回発行（5月、7月、10月、1月）

- ・職場だより、保育所だより、児童館だよりを毎月発行
- ②社会福祉大会の充実
 - ・社会福祉大会の実施
- ③体験・学習機会の充実
 - ボランティア協力校制度の充実を図り、さらに福祉施設での夏休みボランティア体験事業の参加促進を図る。

5. 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターが地域包括ケアの拠点として役割が果たせるように、専門職3職種を確保して医療・介護・福祉・保健等の関係機関や市民と連携して地域包括ケアシステムの構築をめざして、包括的支援事業の充実を図る。特に介護保険法改正による介護予防・日常生活支援総合事業の実施や認知症事業等に取り組む。

①介護予防事業の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握及びケアマネジメントの実施
- ・介護予防普及啓発
- ・介護予防サービス計画書のチェック
- ・要支援者・軽度認定者の福祉用具貸与検討

②権利擁護事業の充実

- ・消費者被害や高齢者虐待の予防
- ・高齢者虐待防止マニュアルの検討
- ・個別相談の対応、処遇検討会の開催（必要に応じて）
- ・権利擁護普及啓発・成年後見制度の普及
- ・権利擁護及びあんしんサポート連絡会議開催

③包括的・継続的ケアマネジメントの充実

- ・地域ケア会議を目的別に開催
 - 多職種協働による個別地域ケア会議の開催 月4回開催
 - 困難事例の地域ケア会議開催（随時）
 - 地域包括ケアネットワーク会議開催（荻・久住・直入・竹田地域ごとに）
 - 地域包括ケア連絡調整会議 年6回程度開催
- ・関係機関とのネットワークづくり
 - 介護保険事業者連絡会 月1回 介護保険係との連絡会 月1回
- ・ケアマネジメント力を高める取組み
 - 自立支援型ケアマネジメントの普及
 - 介護支援専門員の後方支援
 - （個別相談や研修の開催・困難事例検討会 月1回開催）
 - 介護支援専門員協議会の支援（事務局担当）
- ・認知症の人が安心して暮らせる取組み
 - 介護保険係と連携して事業を実施
 - 認知症初期集中支援チームの設置

オレンジネットの会開催
認知症の人と家族の会開催（4地域）
認知症サポーターの養成
竹田市高齢者あんしんネットワーク事業の推進
（地域単位にネットワークの構築）
認知症カフェ設置

6. 相談窓口の充実

①総合的相談窓口の充実

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、「自立相談支援事業」を受託し、総合的に相談を受け付け、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図り、伴走型の支援に努める。

②地域包括支援センターの相談窓口の充実

高齢者に関する相談を総合的に受け付け、高齢者の実態把握や地域包括ケアネットワークづくりに努める。

③高齢者相談支援センターの機能強化

在宅高齢者等に対する地域の総合的な相談支援等に努める。また必要に応じて各地域のケア会議を開催するとともに、竹田市や地域包括支援センター及び各関係機関との連携・協働を図る。必要に応じて、各地域（荻・竹田・直入）のケア会議を開催する。

7. 在宅福祉サービス事業の推進

①軽度生活援助事業（ライフサポーター）の推進

②障害福祉サービス事業の推進

- ・障害福祉サービス事業
- ・地域生活支援事業

③ふれあいサロン事業の推進

- ・おしゃべりサロン（湯ったりサロン）事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・生きがいサロン事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・お達者クラブ事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

④日常生活自立支援事業の充実

⑤子育て支援事業の充実

- ・久住保育所の運営事業
- ・竹田市児童館の運営事業
- ・放課後児童クラブ事業
- ・「すずめの子たけた」病児保育施設の運営事業

⑥福祉機器貸出事業の充実

利用者が安心・適正に利用できるよう、福祉機器の貸し出しに努める。

8. 介護保険事業の充実

介護保険制度の見直しへの対応及び職員の資質・サービスの向上を目指し、利

用者の立場にたったサービスを提供する。また、平成27年度からは竹田市介護予防・日常生活支援総合事業に適応したサービスを提供する。

- ①居宅介護支援事業の充実
- ②通所介護（デイサービス）事業の充実
- ③訪問介護（ホームヘルプ）事業の充実
- ④訪問入浴（入浴サービス）事業の充実
- ⑤要介護認定調査受託事業の推進
- ⑥介護保険サービスの適正な運用

9. 当事者への援護活動の充実

- ①行政との共催事業の充実
 - ・チャリティーバザーの開催（7月下旬予定）
 - ・チャリティーショーの開催（12月上旬予定）
 - ・高齢者表敬訪問事業の実施（100歳以上の方 9月中旬）
- ②福祉団体等支援事業
 - ・大分県共同募金会竹田市共同募金委員会の事務局支援
 - ・竹田市民生委員児童委員協議会の事務局支援
 - ・竹田市ボランティア連絡協議会の事務局支援
 - ・各種福祉団体等の活動支援
- ③低所得者世帯等への生活支援
 - ・小口貸付金貸付事業の支援（10万円以内）
 - ・生活福祉資金貸付事業の支援

10. 組織体制の効率化

①理事会・評議員会・各種委員会の充実

社会福祉協議会の円滑な運営を図るとともに、社協活動の充実を目指し各種会議・部会及び委員会を開催する。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・理事会 | 年4回（5月、9月、11月、3月） |
| ・監査会 | 年2回（5月、10月） |
| ・評議員会 | 年3回（5月、11月、3月） |
| ・総合企画・財政部会 | 年2回以上 |
| ・福祉活動部会 | 年2回以上 |
| ・介護保険部会 | 年2回以上 |
| ・合同部会 | 必要に応じて開催 |
| ・福祉サービス運営適正化委員会 | 年2回（9月、2月） |
| ・勤務労働条件特別委員会 | 必要に応じて開催 |
| ・公平委員会 | 必要に応じて開催 |
| ・職員健康管理審議会 | 必要に応じて開催 |
| ・会長・副会長・事務局会議 | 必要に応じて開催 |
| ・役員（理事・監事）、評議員研修 | |

②事務局体制の整備

- ・定款、諸規程の整備
法改正や実態を的確に捉え、適宜整備する。

③職員研修体制の確立

- ・全体研修の実施
- ・職階別職員研修の参加・実施
- ・専門（業務）研修の参加・実施

④指定管理者制度への対応

指定管理を受けることにより、地域住民等に地域福祉の拠点として活動する場の提供に努め、地域の福祉力の増進を図る。

- ・竹田市総合社会福祉センター
- ・竹田市荻福祉健康エリア
- ・竹田市直入高齢者生活福祉センター
- ・竹田市立久住保育所

11. 財源の確保

①社協会費の確保

社協だよりや事業を通し、社協の存在意義を認識（又は再認識）していただき、自主財源の確保に繋げる。

- ・一般会費・・・・・・・・・・6月に自治会長を通じ協力依頼
- ・特別会費及び賛助会費・・・・7月に直接協力依頼
- ・寄付金・・・・・・・・・・その都度

②共同募金委員会との連携強化

共同募金委員会との協働により、配分金の一部を地域福祉活動に活用する。

③補助事業・受託事業の確保

- ・生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）
- ・生活支援ハウス管理運営事業